

第 10 回津家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時
平成 20 年 7 月 3 日（木）午後 1 時 15 分～午後 4 時 40 分
- 2 開催場所
津家庭裁判所 B 館 4 階大会議室
- 3 出席者
（委員）
上島誠子，上島均，奥昭徳，河瀬由美子，倉田明子，下山保男（委員長），寺尾正紀，橋本一男，長谷川楨子，堀内照美，松林孝之，森田明美（五十音順，敬称略）
（事務担当者）
刑事事件担当裁判官，事務局長，首席家裁調査官，首席書記官，総務課長，総務課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 所長あいさつ
 - (3) 新任委員の紹介
 - (4) 委員長の選任について
委員長に下山委員を選出することが了承された。
 - (5) 各委員が第 1 回家裁委員会において決定した議事運営事項（委員会の招集及び開催，委員会の報道公開，議事概要の作成及び公開）について
了承
 - (6) 委員長代理の指名
堀内委員を委員長代理に指名した。
 - (7) 模擬評議の体験
 - ア 評議の際に取り扱った事案の概要 - 「裁判員裁判～あなたも体験してみませんか～」（模擬評議用ビデオ）
被告人が，通行人から金銭などを奪い取ろうと考えて，午前 4 時ころ，通行人である被害者の顔を殴る，首を締めるなどの暴行を加え，「金を出せ，出さんと殺すぞ。」と言って脅迫し，被害者から差し出された一万円札 1 枚を奪い，被害者に 1 週間の治療を必要とする怪我を負わせたという強盗致傷に問われた事案である。
 - イ 評議の形式
刑事事件担当裁判官が裁判長役を，法曹資格者の河瀬委員及び森田委員が裁判官役を，下山委員及び堀内委員を除いたそれ以外の 8 名の委員が裁判員役を，それぞれ担当した。但し，裁判官役 3 名は事前に打合せを行っていない。
なお，全委員は，今回取り扱った事案の法廷での審理部分を収録し

たDVDを事前に各自で視聴したうえで、模擬評議を行った。

ウ 評議の結果

被告人の罪が強盗致傷罪になるのか、恐喝罪と傷害罪になるのか評議で話し合われたが、最終的には恐喝罪と傷害罪になるというのが多数意見であった。量刑については時間が不足して評議を行うことが出来なかった。

(8) 意見交換

今回のテーマである「裁判員制度裁判における評議について」の意見交換の要旨は、別紙のとおり

(9) 次回の意見交換のテーマについて

「調停の円滑な運営に関して」

(10) 次回開催日 平成21年1月20日(火)午後1時15分

(11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

裁判員役及び裁判官役として、評議を体験された感想等をお願いする。時間が少し足りなかったかもしれないが、評議の進め方についてどのように感じたか。

争点整理表があったので、話に入りやすかったが、実際の裁判員裁判ではどうなるのか。

実際の裁判では、2日ないし3日間ぐらい審理を聞いて、検察官、弁護人の論告、弁論があり、争点が頭に入った上で評議に入る。今回は、事前に審理部分のDVDを見てきてもらった上で、評議を行う関係で、裁判官が争点整理表を作った。実際の裁判員裁判では、裁判官は争点整理表を作らない方がよいと考えている。実際には、検察官に分かりやすい争点の立て方を考えてもらうことになると思う。

被告人が「出さんと殺すぞ」と言ったのかどうか争点であったが、「殺すぞ」という言葉は、学校においては日常頻繁に使われている。「殺す」という言葉は、それほど重要視されていない。職業によって、言葉のとらえ方が違うということが分かった。その意味からも、様々な職業の人が裁判員として入ってもらった方がよいと思う。また、様々な年代の人が入った方がよいとも思う。

裁判員はどのように選出されるのか。

選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作ることになる。今年の12月頃に、平成21年の裁判員候補者名簿に登載されたという通知が行くことになる。

裁判員候補者名簿に登載されたが、実際に呼出しを受けなかった人はどうなるのか。

裁判員候補者名簿に登載された方も、選挙管理委員会が作成する翌年の名簿から除外されないのので、翌年も裁判員候補者名簿に登載される可能性がある。裁判員候補者名簿に登載され、実際に選任手続期日に出頭した方については、翌年1年間は辞退が認められる。

裁判員になったときに、傍聴人の中に関係者がいて、判決で死刑にしたら、そのことで恨まれたりすることはないのか。

今まで、裁判官が恨まれて危害を加えられたケースは聞いたことがない。評議の際に、各裁判員が話した意見の内容は秘密になっている。

裁判官ではなく、裁判員の場合はどうなるのか。各裁判員の意見の内容ではなく、判決を決めた裁判員の一員だという捉え方をされるのではないのか。

法廷に事件関係者が傍聴に来たら、裁判員の顔が分かってしまうのではないのか。

被告人が近所に住んでいる人だと分かれば、裁判員になることを除外されるということはあると思う。

近所だと言っても、どこまでの近所だと裁判員から除外してもらえるのか難しいのではないか。

裁判員になったことは公表されるのか。

公表することはない。

裁判員選任手続のオリエンテーションの中で、事件の概要、例えば町で起きた殺人事件であるとか説明する。アンケートにおいて事件に関係する人はチェックしてもらうことになるので、チェックした方については、裁判官が個別に質問することを考えている。

直接の危害ではなく、感情の問題で、裁判員になって判決に関与したことにより恨まれることはないか。

その懸念はあると思うが、そこまで心配すると司法制度が崩壊することになる。

陪審制度をやっている他の国においても、そのような危害を加えられたということを今まで聞いたことがない。

評議においては、他人に遠慮することなく発言することが出来たか。

自分の言いたいことは言えた。

今日の評議では、量刑は決められなかったが、過去の判例とかは教えてくれるのか。

過去の同じような事件について、どのような判決がなされたかというデータについて、検察官、弁護人に示した上でのことになるが、裁判員に提供するかどうかは難しい問題である。例えば、大きな幅のあるデータを示すことは考えられる。従前は、検察官は、懲役何年という求刑をし、弁護人は、寛大な判決を求めると主張していたと思うが、これからは、弁護人も、何年の刑が妥当であると主張してくるのではないかと思われる。

弁護士の間においても、主張した方がよいかどうか議論になっている。主張した方が、裁判員に分かりやすいという意見が多い。

現在でも、刑事事件の弁護人が、懲役何年が相当という意見を述べることもある。

無罪もしくは死刑であるかを判断することになるのか。

犯罪を犯したかどうかを判断することになる。その後で、量刑についても判断することになる。

仮に裁判員に選ばれた場合、裁判所に要望したいことはあるか。本日評議した部屋を、実際の裁判員裁判の評議室として使用することになるが、部屋の関係でも構わないが、たばこはどの場所において吸うことになるのか、トイレはどこを使用するのか、どんなことでもよいが、裁判所に要望したいことはあるか。

裁判員がたばこを吸う場所は、一般の人と同じ場所にしない方がよいと思う。実際の裁判において審理をやっている間は、裁判員と一般の人が顔を合わせるのとは良くないと思う。トイレも別々のところを使用した方がよい。駐車場も、一般の人と区別してもらえるのか。

評議室には、どのようなものを設置した方がよいか。

畳やソファなどを置いて、くつろげるところが必要である。各自が、お茶やコーヒー、紅茶、飲みたい物を自由に飲めるようにしてほしい。

評議した内容は記録に残すのか。

評議の結果は判決という形で残る。評議の際は、裁判官の一人が評議の内容をメモすることになるが、正式な記録として残すことはない。

模擬評議においては、書記担当の裁判官が、発言内容を整理してスクリーンに映したりして、モニターを見ながら評議を進めている。

マスコミが事件を報道することになるが、裁判員に予断と偏見を与えるとの意見があり、事件報道の在り方も検討する必要がある。

事件報道と裁判の公平との関係は、重要な問題であるが、どのように考えるのか。裁判官は事件報道の情報を排除して、証拠だけで判断する訓練を受けている。裁判員にも同じことができないことはないと思う。

報道から得たものよりも、裁判において見聞きする資料の方が、量も質も十分になっており、その内容のインパクトの方が大きいので、それほど気にすることはないと思う。しかし、逮捕された人は悪い奴だと、評価を決めつけるような報道は避けてもらいたい。

一般の人は、裁判になった時点で有罪であるという捉え方をすることが強い。裁判の結果として、有罪判決を受けて初めて有罪になるということ、マスメディアにおいて是非広めていただきたい。

裁判員制度の広報の関係において、家庭裁判所としても、裁判員裁判の広報に取り組んでいる。津家庭裁判所が、広報において実際にどのように取り組んできたのか事務局から説明する。

家庭裁判所は、地方裁判所と一体となって、裁判員制度の広報活動に取り組んでいる。具体的には、企業や団体を訪れて、裁判員制度の説明や模擬裁判における裁判員役での参加の協力を依頼したり、昨年10月の津祭りや本年5月31日に、それぞれ実施した裁判員フェスタにおいて、裁判員法廷の見学会などを行ったりしている。また、裁判官だけでなく、家庭裁判所の書記官等も、各種団体の職員に対する裁判員制度の説明会の際に、講師として裁判員制度の広報に努めている。

裁判員制度への取組として、こうした方がよいという意見があれば、発言してほしい。裁判員として参加しやすい環境整備の問題では、未就学児童を養育している母親が裁判員として参加したい場合に、託児所は整備できているのかという問題もある。

託児所を整備すべきである。裁判員として国民の義務を果たしたいと考えている人が、託児所がなくて参加できないということがないように考えて欲しい。

一時保育の問題や延長保育の問題もある。そして、津市からだけではなく、三重県全域から裁判所に来てもらうことになる。その場合に、子どもをどこに預けるのか、津市内の保育園で預かってもらえばよいが、津市役所の取扱いとして、津市内に居住している人でないと、一時保育ができないという現状がある。広域保育をどうしていくのかという点も問題となる。

裁判員に限り、津市内に居住していない人でも、津市内で一時保育ができるように考えて欲しい。

子どもの保育の問題に関して、委員の方には、こういう所に行けば解決するという情報があれば、是非教えて欲しい。

子どもを預けてでも裁判員として参加したいという母親は必ずいる。

熊野等の遠方の人が裁判員に選ばれた時、宿泊することはできるのか。

熊野からの裁判員候補者については、宿泊は認められると思う。

裁判所の中に、託児所を設けてもらうのがよいのではないか。裁判所内のどこか一室で預けられる方がよいのではないか。

裁判員制度の広報について、民間企業等においても特別休暇制度を作ったりして、徐々に、裁判員制度は周知されているが、一般の主婦層については、どこから裁判員制度の情報を得ているのかという感じがする。

裁判員制度については、国民が参加することは分かっているが、具体的に何をするのかという中身が分かりにくい。職場で、裁判員のビデオを見せたが、一体何をするのかという話が出た。一般の家庭に入っている人は、裁判員が何をするのか、もっと分からない。

視聴率の高いドラマにおいて、裁判員制度を取り上げるとよいと思う。

裁判所のビデオは時間が長すぎる。10分位の短時間のものも必要であると思う。

裁判員裁判は何日ぐらいで終わるのか、日当はもらえるのかということについて、主婦層は結構気にしている。

裁判所のホームページに、裁判員制度の説明があるので、見ていただけたらと思う。ホームページを見ない方については、どうかということもあるが、漫画になっている裁判員制度の広報用ビデオもある。

教師が裁判員に選任された場合、その教師は3日間職場を離れることを、「裁判員に選任されたよ。」と生徒などに話してよいのか。また、保護者からも、教師が3日間不在である理由を尋ねられるかもしれない。

公務員は裁判員に選任されないのではないか。

警察官や自衛官など、裁判員の職務に就くことを禁止されている公務員

もいるが、それ以外の一般の公務員であることは、裁判員の就職禁止事由でもなく、辞退事由にもならない。

以 上